

北 本 市 教 育 委 員 会
令 和 7 年 5 月 定 例 会 会 議 録

1 日 時	令和7年5月22日(木) 午後2時00分から3時5分まで				
2 場 所	北本市役所 会議室3-F				
3 教育長の氏名	宮尾孝				
4 出席した委員の氏名	一	委員 黒川範子	二	委員 久保田篤正	三 委員 関根桂子
	四	委員 森田高正	五	委員 北條規	
5 欠席した委員の氏名					
6 説明のため出席した職員	坂口教育部長、赤塚教育部副部長兼生涯学習課長、磯野教育部参事、藤原教育総務課長、笹原学校教育課長、玉神学校教育課副課長、坂詰生涯学習課副参事、大平文化財保護課長				
議案及び報告件名	議 事 の 大 要				
1 開会の宣言	宮尾教育長： 令和7年北本市教育委員会5月定例会を開会する。				
2 会議録の承認について	宮尾教育長： 令和7年北本市教育委員会4月定例会の議事録について質問、意見、訂正等あるか。 — 各委員、特に意見なし — 宮尾教育長： 当該議事録については、承認としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 当該議事録は、承認する。				
3 会議録署名委員の指名について	宮尾教育長： 本日の会議録の署名委員については、4番の森田委員に願います。				
4 議事の取扱い	宮尾教育長： 本日の案件は、報告事項が4件、審議事項が2件の合計6件である。 なお、本日の教委報告第40号及び教委議案第23号については、個人情報に関する案件、教委議案第24号については、人事案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、「非公開」審議としてよいか伺う。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本日の教委報告第40号、教委議案第23号及び教委議案第24号については、「非公開」審議とする。				
5 報告事項(公開)	宮尾教育長： 報告事項の議案に入る。				

案件) (1) 教委報告第37号「教育長の決裁処分の報告について」	宮尾教育長： 教委報告第37号「教育長の決裁処分の報告について」について、学校教育課及び生涯学習課より説明をお願いする。 笹原学校教育課長： (教委報告第37号1・5の説明) 赤塚生涯学習課長： (教委報告第37号2～4及び不承認1の説明) 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 久保田委員： 図書館を使った調べる学習コンクールは、市内の小中学生を対象としているが、例年の作品数はいくつぐらいなのか。 赤塚生涯学習課長： 令和4年度応募42点、入賞7点、令和5年度応募46点、入賞6点、令和6年度応募48点、入賞5点であった。
(2) 教委報告第38号「令和7年度要保護及び準要保護」	久保田委員： 各学校から応募点数を決めているのか。 それとも、自由に児童生徒が応募しているのか。 赤塚生涯学習課長： 自由に応募していただいている。 久保田委員： 2次審査では教育委員会の審査もあるため、必要に応じて応募作品についてご案内いただきたい。 赤塚生涯学習課長： 了解した。 黒川委員： スマホで調べたい物はすぐに調べられる時代である。 子供達が図書館を利用して調べものをすることは、とても大事な事だと考える。 宮尾教育長： 他に、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委報告第37号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、了承とする。 宮尾教育長： 教委報告第38号「令和7年度要保護及び準要保護児童生徒の認定状況について」について、学校教育課より説明をお願いする。

保護児童生徒の認定状況について」	笹原学校教育課長：（教委報告第38号の説明） 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 森田委員： 要保護・準要保護児童生徒の認定状況が減っているのは良いと思うが、児童生徒数の減少を踏まえ、どういう傾向にあるのか。 笹原学校教育課長： 数字上は要保護・準要保護の認定世帯・児童生徒数は減っているものの、昨年度から大きく減ったという状況ではない。 令和7年度の認定率については、今後申請があり、認定率が上がってくる可能性がある。 森田委員： 経済的に不安定な家庭のお子さんが、長期欠席になる傾向はあるのか。 笹原学校教育課長： 現状では、そういったデータは無いが、それが起因して生じる理由で、長期欠席となることは考えられる。 森田委員： 塾や習い事に通うことがあると思うが、経済的に難しい場合、児童生徒が疎外感を感じるかもしれない。 この部分をフォローする仕組みがあれば良い。 笹原学校教育課長： 学びたいが、経済的に塾に行けない子達のために、ナイトスクールを実施してきた。 今年度は、中学校1年生、2年生にも拡大し、実施する予定である。 福祉部署と連携したアスポート事業では、生活保護世帯の子供達に対して学ぶ機会を作っており、要保護・準要保護の決定通知にアスポート事業のチラシを同封している。 今後どのように充実させていくかは、検討していきたい。 北條委員： 全国の不登校児童生徒数は30万人を超えていて、子ども食堂は1万か所を超えている。 草加市では、サードプレイスマップを作っている。 民間レベルでやっていたり、公的にやっていたりするが、この情報をどうやって届けるかが重要になる。 北本市として、子ども食堂や学び等のプラットフォームをどのように整備していくかについては、シビアに議論していかなければいけない。 経済的な理由から長期欠席となっている子が何人いるかといったデータを取り、そこから打つ手が見えてくるのではないか。
------------------	---

	黒川委員： 何か月か前の広報きたもとに4～6ページ近くの特集が組まれて掲載がされていた。 団地のところに食堂や駄菓子屋を開いて、子供達が集まってきたという記事が載っていた。 広報を見ていない人などに対してはチラシを作るというのは効果的であると思う。 森田委員： 社会福祉協議会で子供の集まる場所のマップを作っていて、ホームページに掲載していると思う。 ただ、必要としている人達が、そのホームページを見に行くのはハードルがある。 ポストインする等、直接アプローチする必要がある。 段階を経ながら仕組みを作っていくことが必要。 宮尾教育長： 現在、市の広報紙は、ポストインをしていると思うが、全世帯ではないのか。 赤塚生涯学習課長： 原則的には全世帯に配られている。 宮尾教育長： 子供の居場所等については、市役所以外の民間事業者等とも連携していかなければならないが、大きなハードルとなるのは、個人情報の取扱いの部分である。 要保護・準要保護の家庭の子が特定されないように、学校では大変気を使っており、校内でも封筒に入れてやり取りを行う等している。 どのように連携していくのが課題である。 宮尾教育長： 他に、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委報告第38号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、了承とする。 (3) 教委報告第39号「北本市栄市民活動交流センター令和7年度事業計画について」について、生涯学習課より説明をお願いします。 赤塚生涯学習課長： (教委報告第39号の説明)
--	--

画について」	宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 久保田委員： 建物自体は小学校の校舎を活用しているので、保育園や幼稚園と連携して、入学前に校舎に慣れることが出来るようなイベントがあると、子供達が不安にならないで済むのではないかな。 また、場所柄、デーノタメ遺跡に近いので、常設展示が出来るスペース等があれば良いのではないかな。 赤塚生涯学習課長： いただいた御意見については指定管理者に伝えて、施設運営に活かしたい。 宮尾教育長： 他に、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委報告第39号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、了承とする。
6 報告事項(非公開案件) (4) 教委報告第40号「北本市立堀の内集会所運営委員会委員の委嘱について」	宮尾教育長： 非公開案件の報告事項に入る。 宮尾教育長： 教委報告第40号「北本市立堀の内集会所運営委員会委員の委嘱について」について、生涯学習課より説明をお願いします。 赤塚生涯学習課長： (教委報告第40号の説明) 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委報告第40号については、了承としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、了承とする。
7 審議事項(非公開案件) (5) 教委議案第23号「令和7年度「学校」	宮尾教育長： 非公開案件の審議事項に入る。 宮尾教育長： 教委議案第23号「令和7年度「学校運営協議会」委員の任命について」について、学校教育課より説明をお願いします。 笹原学校教育課長： (教委議案第23号の説明)

運営協議会」 委員の任命 について」	宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委議案第23号については、可決としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、可決とする。
(6) 教委議案第 24号「人事 異動に関す る意見聴取 について」	宮尾教育長： 教委議案第24号「人事異動に関する意見聴取について、教育部長より説明をお願いする。 坂口教育部長： (教委議案第24号の説明) 宮尾教育長： 本件について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 宮尾教育長： 教委議案第24号については、可決としてよいか。 — 各委員、了承 — 宮尾教育長： 本件は、可決とする。
8 その他	宮尾教育長： その他、事務局から連絡事項はあるか。 学校教育課： (教育委員の学校訪問について) 宮尾教育長： その他、事務局から連絡事項はあるか。 — 特になし —
9 閉会の宣言	宮尾教育長： 以上をもって、北本市教育委員会5月定例会を閉会する。 北本市教育委員会会議規則第17条の規定により、署名する。 令和 7年 6月 26日 教 育 長 <u>宮尾 孝</u> 署 名 委 員 <u>森田 高正</u> 書 記 <u>落合 元</u>